

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）末浪地区）を行うことについて平成19年2月15日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成19年3月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成19年2月27日

香川県知事　眞　鍋　武　紀